

1. 環境基本計画とは

環境基本条例（平成12年10月4日条例第49号） （抄）

（環境基本計画）

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標
- （2）環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- （3）前2号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項

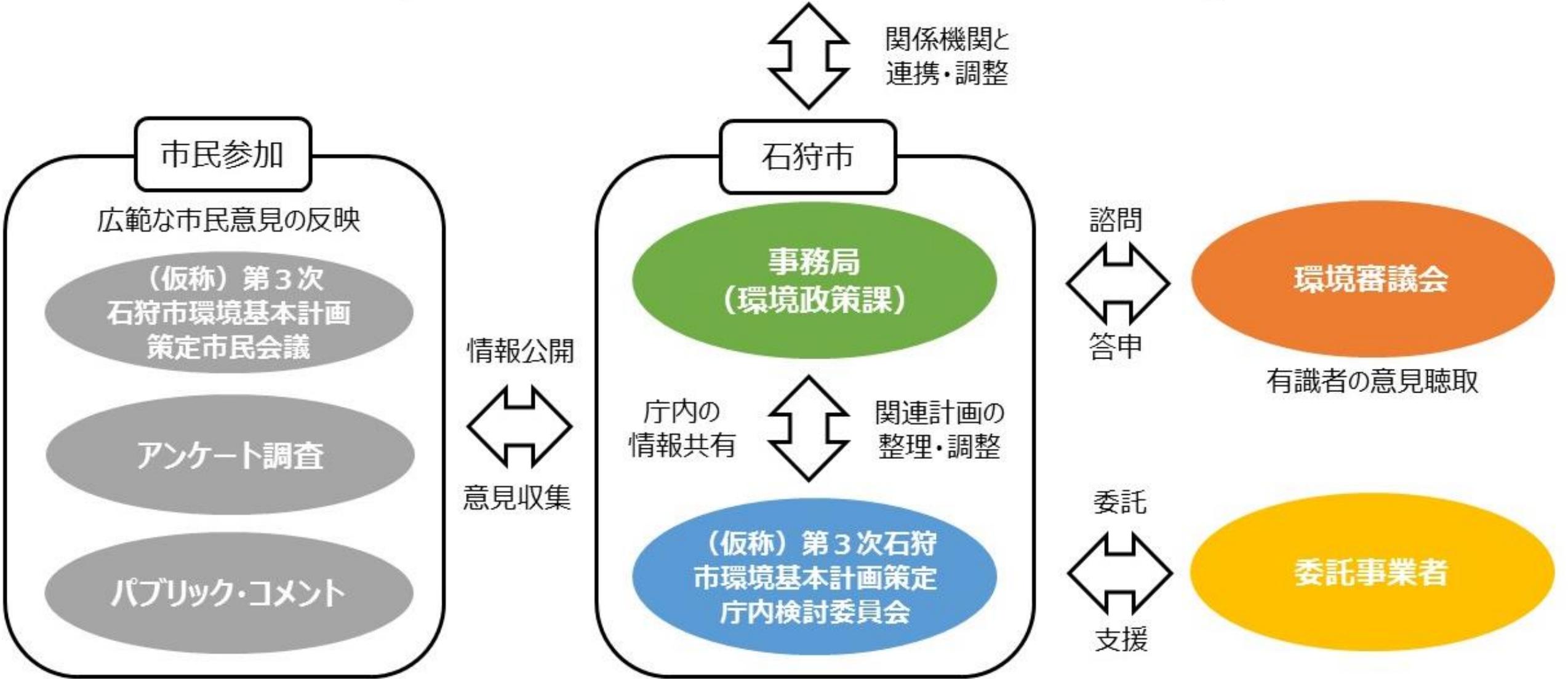
3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。

これを変更するときも、また同様とする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

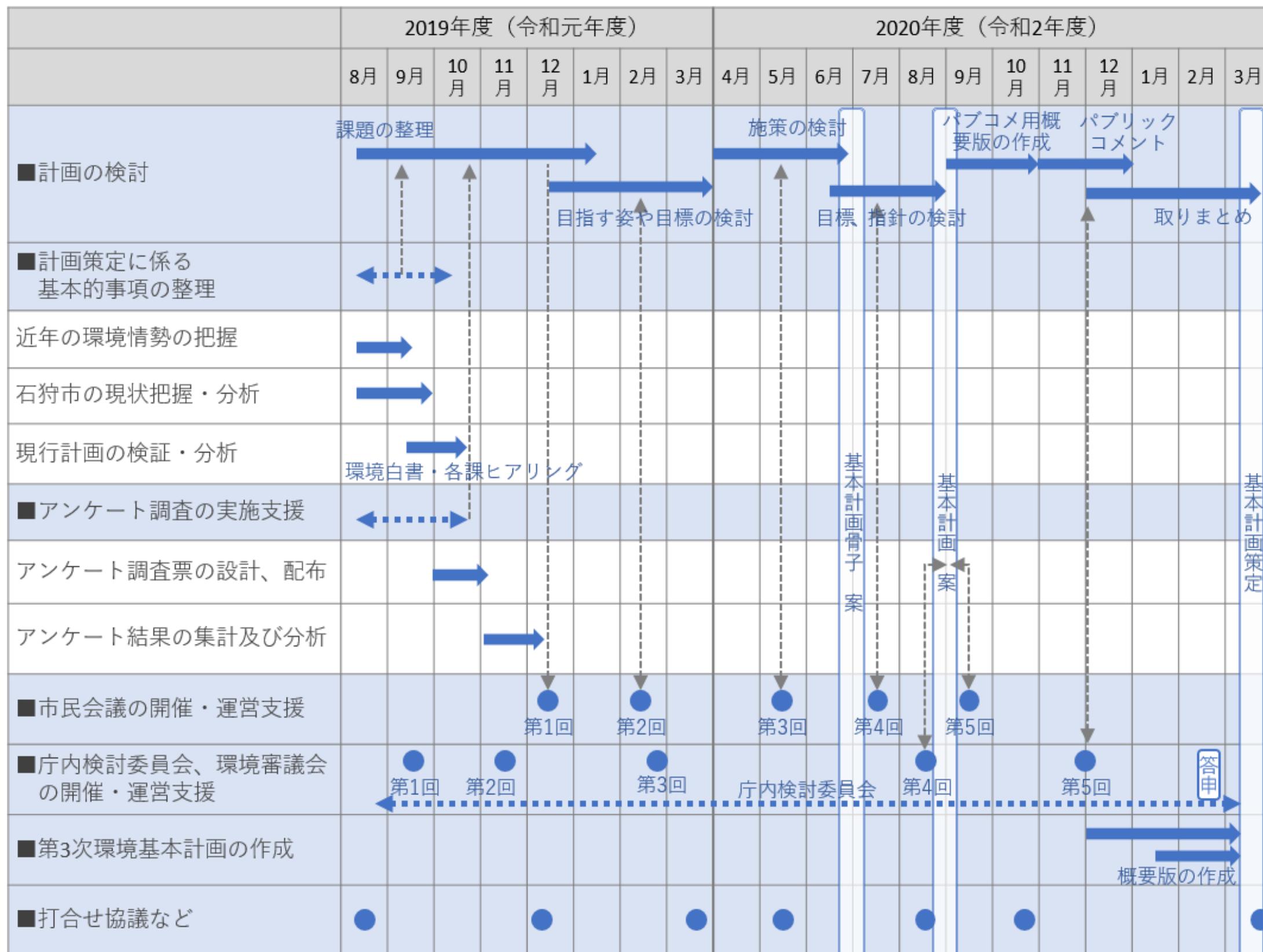
2. 業務実施体制

- ・持続可能な開発目標「SDGs」(国連開発計画 (UNDP))
 - ・第5次環境基本計画 (環境省)
 - ・第5次エネルギー基本計画 (経済産業省)
 - ・第2次環境基本計画 (北海道)
- 等



第3次石狩市環境基本計画の策定について

3. 業務スケジュール



4. アンケート調査

(1) 市民向けアンケート

18歳以上の市民1,200名を対象とする。

厚田・浜益地区を各100名で固定し、残りの1,000名を旧石狩地区で地区別の年齢・性別を勘案した人口比で無作為抽出。

(2) 事業者向けアンケート

市内の300事業所を対象とする（予定）。

(3) 質問項目（案）

市民アンケート



- 環境の満足度（居住地域の住みやすさ、川や海（辺）のきれいさ等）
- 快適環境の阻害の有無/要因
- 望ましい河川敷地の利用方法
- 環境保全への取組状況/●理由
- 徒歩、自転車、公共交通の利用意向
- 環境基本計画や環境の取組の認知度
- 生物多様性・石狩市海浜植物等保護地区等の認知度
- 次の世代に残したい環境
- 満足している/満足していない環境施策
- 市が優先して取組むべき環境施策
- 環境に係る市への要望や提案

●追加
項目

事業者アンケート



- 環境負荷削減に向けた取組の有無
- 環境教育・保全活動の取組状況/●理由
- 今後の環境活動・環境産業への取組意向/理由
- 環境マネジメントシステムの取組状況
- 環境保全活動を行っていく上で必要な情報や支援
- 満足している/満足していない環境施策
- 市が優先して取組むべき環境施策
- 環境活動を進める上での障害や市への提案

経年変化が見られるよう、過年度の設問項目を基本とする。加えて、現行施策の評価と、今後重点的に取組むべき施策を見出す設問等を設定する。

5. (仮称) 第3次石狩市環境基本計画策定市民会議

○参加者の募集方法
参加者の募集に当たっては、プランニングセルを参考に、アンケート対象者の中から募集する。

↓

公募では手挙げしていただけない方々に、直接はたらきかけを行なうことで参加を促し、サイレントマジョリティーの意見を広く汲み上げる。

○市民会議のポイント
市民会議の中で「エコ講座」を実施し、情報提供や現地見学等を行い、市民と環境の距離を近づけ、計画策定後も環境への理解の広がりや継続に繋げることを図る。

